

7 盛 広 号 外
令和 8 年 3 月 3 日

見積参加希望者 様

(盛岡市内に本社又は営業所を有する「広告・宣伝」の有資格者)

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市
随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 令和 8 年度盛岡市公式ホームページバナー広告掲載役務請負
- (2) 仕 様 盛岡市広告掲載要綱、盛岡市広告掲載基準及び盛岡市公式ホームページバナー
広告掲載取扱要領に定めるとおり
- (3) 履行場所 市長公室広聴広報課
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

2 契約事項を示す場所

盛岡市市長公室広聴広報課

3 資格要件の確認

盛岡市公式ホームページバナー広告掲載取扱要領第 7 (1) に定める同等の要件を満たしている
ことの確認のため、盛岡市競争入札参加者資格がない者は、別紙の書類を次の期限までに持参又
は郵送により提出すること。郵送の場合は必着とする。

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 3 時まで
- (2) 提 出 先 盛岡市役所本庁舎別館 6 階 広聴広報課

4 見積書提出の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 27 日 (金) 午前 9 時から午後 3 時まで
- (2) 場所 盛岡市役所本庁舎別館 6 階 広聴広報課
期限到来後、即時開札とする。

5 見積書の提出方法

見積書は、4 (1)の日時に、4 (2)の場所に設置する見積箱に投函すること。

郵便による見積は、認めない。

6 契約書作成の要否

要 役務請負契約書による。

7 その他

(1) 見積回数

1 回限りとする。ただし、予定価格を超えない場合は、協議して決定する場合がある。

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積

(4) 見積の辞退

心得第11第2項の規定によること。

(5) 本件は令和8年度予算につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

(6) この見積に関する問い合わせ

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年3月11日（水）正午までに、電子メールにより盛岡市市長公室広聴広報課あて提出すること。回答は、市ホームページで令和8年3月12日（木）までに公表する。

電子メールアドレス info@city.morioka.iwate.jp

盛岡市市長公室広聴広報課 電話 019-613-8369